

# 長岡京市第8次高齢者福祉計画 長岡京市第7期介護保険事業計画

## 概要版



医療



介護

「いきいき・あんしん」  
～ 支えあいのまちづくり～



予防

相談



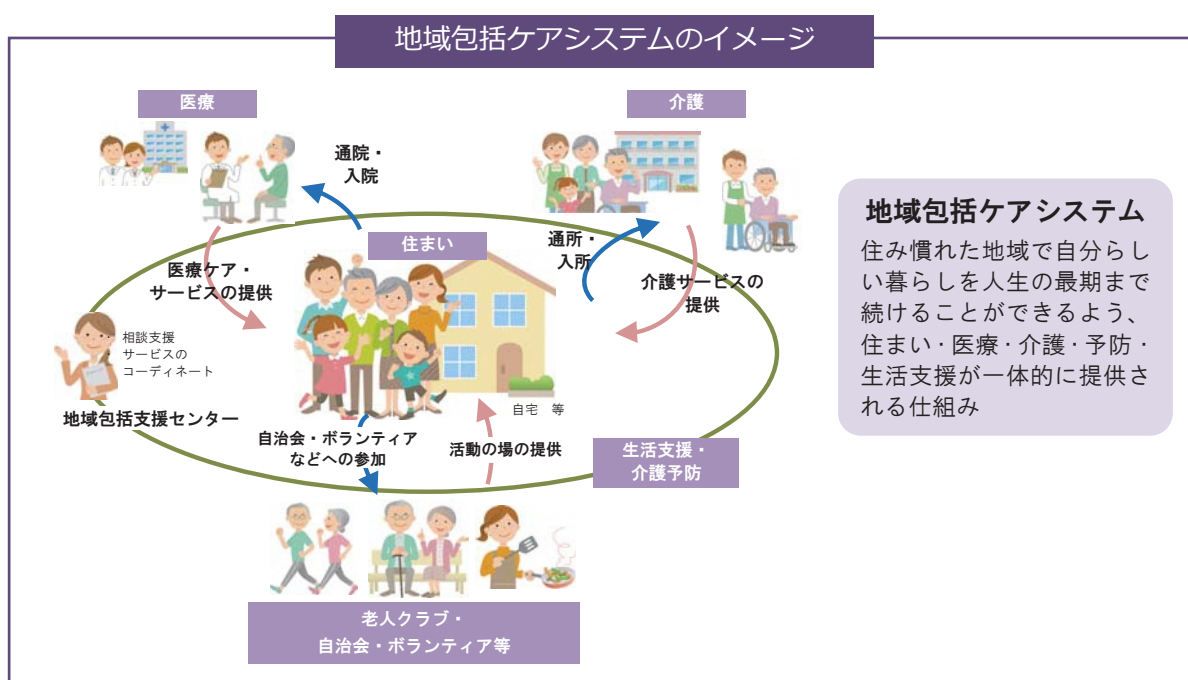
長岡京市  
平成30年3月

## 計画の基本的な事項

### ■ 計画策定の趣旨

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を営むことができるよう、本市にふさわしい地域包括ケア体制の深化・推進を図るとともに、「地域共生社会」の実現を見据えた取組みが重要となっています。本計画は「第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の取組み成果をふまえつつ、平成37年（2025）年を見据えた「長岡京市健幸長寿プラン2025」による庁内全体での取組みに基づき、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するために策定します。

**地域共生社会：** すべての市民・関係者が地域の問題・課題を「我が事」として捉え・関わり、支え手・受け手という関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくる取組み



### ■ 位置づけ

「長岡京市第8次高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「長岡京市第7期介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく市町村計画です。

### ■ 期間／平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3か年

### ■ 基本理念

**「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～**

家庭・地域・団体・事業者・行政等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、高齢になっても、誰もがその意思が尊重され安心して暮らせることをまちの将来に展望し、この基本理念を掲げます。

# 施策体系

## 柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

施策領域	施策目標	施策
健康づくり・ 介護予防	「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、健康づくりや介護予防に取り組んでいる	1. 健康づくりの推進 2. 介護予防の充実
高齢期の社会参画	高齢の人がいきいきと社会参画している	1. 働く場と機会づくりの促進 2. 趣味活動・生涯学習活動等の促進
地域福祉	高齢の人がいきいきと社会参画している	1. 居場所・活動拠点の充実 2. 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成 3. 多世代交流の推進 4. 日常生活の安心と災害時の備えの確保
高齢者虐待防止・ 権利擁護対策	高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている	1. 高齢者虐待の予防と対策の強化 2. 成年後見制度等の利用支援
高齢期の安全な 住環境と都市環境	高齢になっても安心して生活できるまちづくりが進んでいる	1. 住まいに関する安心・安全の確保 2. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

## 柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

施策領域	施策目標	施策
介護サービス等	介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる	1. 介護保険サービスの充実 2. 生活支援サービスの充実 3. 地域包括支援センターの機能強化 4. 在宅医療・介護の連携強化
認知症対策	認知症についての地域の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる	1. 認知症に関する普及啓発の充実 2. 認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進 3. 認知症等による行方不明者への対応
家族介護者支援	家族介護者が安心して介護ができる	1. 家族介護者支援の充実 2. 介護と仕事の両立支援の促進
終末期支援	自分らしい最期を迎えることができる	1. 終末期に関する普及啓発の推進 2. 看取り期のケア体制づくり
介護保険制度の 適正運営	介護保険制度が適正に運用されている	1. 適正な制度利用の確保 2. 評価等に基づく制度運営の改善

# 長岡京市の高齢福祉に係る取組み

## 柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

### 健康づくり・介護予防

施策  
1

#### 健康づくりの推進

- 老人クラブなど地域への出前講座において、薬・栄養・口腔など、参加者の希望に即した介護予防プログラムを実施します。
- 老人クラブでの健康意識を高めるため、「健康長寿のつどい」を実施します。
- 身近な地域での、市民主体の介護予防の取組みを促進するために、「健康フェスタ」を実施します。
- 「自分サポーター養成講座」を実施し、自分自身への健康意識を高める機会をつくれます。

施策  
2

#### 介護予防の充実

- 身近な地域で専門職が参画する介護予防サロンの実施を支援します。
- 時間と場所を固定した定期的な介護予防に取組める教室を開催します。
- 要支援者に対して、多様な「総合事業」プログラムにより、効果的な介護予防マネジメントと自立支援サービスを提供します。

長岡京市の  
取組



#### 【健康フェスタ】

総合事業対象者把握と地域包括支援センターの周知、介護予防の啓発を目的とした健康に関するイベントです。



#### 【介護予防サロン】

地域自主組織が介護予防等を目的とし、運動実践と交流を行う、つどいの場です。

### 高齢期の社会参画

施策  
1

#### 働く場と機会づくりの促進

- シルバー人材センターに対して、円滑な事業推進や会員拡大のために広報等の面から運営支援を行います。
- 「総合事業」の担い手として、「くらしサポーター」を養成し、元気な高齢者の就労機会を創出します。

施策  
2

#### 趣味活動・生涯学習活動等の促進

- 老人クラブに対して、健康づくり・介護予防などを軸とし、加入者増加と若い世代の関心にも応えうる活動を支援します。

## 地域福祉

- 施策 1** ▶ **居場所・活動拠点の充実**  
○ 身近なところで介護予防に取組める居場所・活動拠点づくりを支援し、自治会単位でのサロン活動など、一定の基準を満たす取組みに対して助成します。
- 施策 2** ▶ **高齢福祉に係るボランティアの確保・育成**  
○ 「地域お助けサポーター」等を活用し、地域を支える人材の確保・育成に努めます。
- 施策 3** ▶ **多世代交流の推進**  
○ あったかふれあいセンターを拠点とした多世代の交流促進や若い世代を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。
- 施策 4** ▶ **日常生活の安心と災害時の備えの確保**  
○ 「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築のため、緊急通報システムの設置促進や民生児童委員、自治会での見守り活動や交流活動を促進します。

## 高齢者虐待防止・権利擁護対策

- 施策 1** ▶ **高齢者虐待の予防と対策の強化**  
○ 長岡京市虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携を保つとともに、地域での見守り体制の強化を図ります。
- 施策 2** ▶ **成年後見制度等の利用支援**  
○ 成年後見制度の利用支援、長岡京市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の周知と利用促進により、権利擁護に努めます。

## 高齢期の安全な住環境と都市環境

- 施策 1** ▶ **住まいに関する安心・安全の確保**  
○ 住宅のバリアフリー化等に係る情報提供、また、各種助成制度の周知に努め、その利用を支援します。
- 施策 2** ▶ **ユニバーサルデザインのまちづくりの推進**  
○ 「長岡京市健幸長寿プラン 2025」の施策展開に沿い、高齢者が出かけやすいまちづくりを実現するため、関係機関との連携を図ります。

### 長岡京市の取組

#### 長岡京市介護予防・日常生活支援サポーター

##### 【自分サポーター養成講座】

介護予防の基礎を習得し、地域で自主的に介護予防に取組む人材を養成する講座です。

##### 【地域お助けサポーター】

身近な地域や介護施設でボランティア活動を行う人材。

##### 【くらしサポーター】

総合事業の市独自サービスの担い手として介護施設で従事する人材。



## 柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

### 介護サービス等

- |         |  |
|---------|--|
| 施策<br>1 | <b>介護保険サービスの充実</b><br>○ 身近な地域で利用できるサービスの充実に努めます。   |
| 施策<br>2 | <b>生活支援サービスの充実</b><br>○ 「総合事業」の担い手となる「くらしサポーター」を活用し、市民ニーズに合致するような多様なサービスを検討します。                                |
| 施策<br>3 | <b>地域包括支援センターの機能強化</b><br>○ 中学校区ごとの4か所の地域包括支援センターを核とした体制のもとで、充実した地域包括ケアの提供に努めます。                               |
| 施策<br>4 | <b>在宅医療・介護の連携強化</b><br>○ 医療機関、医療関係者等と保健、福祉、介護の関係機関の連携を強化し、医療と介護が必要な状態であっても、多様なサービスが身近なところで包括的に提供できる支援体制をつくれます。 |

### 認知症対策

- |         |  |
|---------|--|
| 施策<br>1 | <b>認知症に関する普及啓発の充実</b><br>○ おでかけあんしん見守り事業の「メールサポーター」「ぶじかえる応援団」「おでかけあんしん見守り隊」の協力により、市民に認知症の意識啓発を行い、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。 |
| 施策<br>2 | <b>認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進</b><br>○ 認知症初期集中支援チームの活用を図り、医療福祉関係の専門職による認知症早期段階の集中的な対応や認知症の方とその家族への支援を行います。                          |
| 施策<br>3 | <b>認知症等による行方不明者への対応</b><br>○ 行方不明時の捜索に有効なGPSやブルートゥース機器の利用促進に努めるとともに、市内に設置される防犯カメラにブルートゥースタグの受信器を併設することで事業を拡充します。               |

### 家族介護者支援

- |         |   |
|---------|---|
| 施策<br>1 | <b>家族介護者支援の充実</b><br>○ 支援者の派遣や介護家族同士の交流の機会を設けることにより介護を行う家族の心身のリフレッシュを支援します。               |
| 施策<br>2 | <b>介護と仕事の両立支援の促進</b><br>○ 介護休業制度等の整備や、制度を利用しやすい職場環境づくりに向け、府や関係機関の協力のもとで、企業等に対する普及啓発を進めます。 |

長岡京市の  
取組

認知症になっても安心して暮らせる地域へ  
行方不明時の協力体制～3つの見守りネットワーク～



【メールサポーター(迷い人情報メール)】 対象：個人

行方不明者発生時に、その方の特徴や行方不明になった場所をサポート者に送信し、自身の敷地内や外出時に特徴に当てはまる方がいないか確認をお願いしています。



【ぶじかえる応援団】 対象：個人

携帯電話をBluetoothスタグの受信器として活用するための専用アプリをインストールいただき行方不明になられた旨の連絡があった時に受信器として捜索に協力をお願いしています。



【おでかけあんしん見守り隊】 対象：商店・事業所・団体

行方不明者発生時にFAX等で情報シートを受け取り、店舗等への掲示、業務内での捜索を依頼しています。また、見守り隊ステッカーの店舗掲示による認知症及び事業の啓発、さらに認知症サポーター養成講座の受講をお願いしています。

終末期支援

施策  
1

終末期に関する普及啓発の推進

- 自分自身の「終末期」や家族の「看取り」について考える場や機会を設けることにより、知識普及と意識啓発を推進します。
- 家族で終末期について考える機会をつくるために、エンディングノートや「大切なひとノート」の活用を推進します。

施策  
2

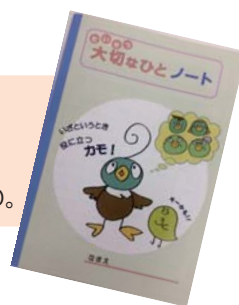
看取り期のケア体制づくり

- 病院・診療所とかかりつけ医との連携、退院調整機能の強化、一人ひとりのニーズに応える多職種協働チームづくり、本人・家族への意思決定支援など、看取りを支える体制づくりを進めていきます。

長岡京市の  
取組

【大切な人ノート】

小学生向けに作成。祖父母や父母など身近にいる人の「いま」「これまで」「これから」のことを聞きとり、記録するもの。



介護保険制度の適正運営

施策  
1

適正な制度利用の確保

- 認定調査員に対する研修の実施、認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検等により、要介護認定の公平、公正性の確保に努めます。
- 市広報紙、ホームページ、出前講座等により、介護保険制度やサービスの利用方法等についての情報提供を行います。

施策  
2

評価等に基づく制度運営の改善

- 利用者や第三者からの評価に基づいて、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、利用者がサービスを選択する際にその情報を活用できるようにします。

## 第 1 号被保険者の所得段階別保険料

65 歳以上の第 1 号被保険者の平成 30 年度から平成 32 年度の年額の保険料は次のとおりです。

### ■ 第 7 期計画期間における第 1 号被保険者の所得段階別保険料段階

第 7 期 (平成 30~32 年度)		保険料 基準額 (月額)	保険料率	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者、本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、または本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下	6,180円	基準額×0.45	33,380 円
第 2 段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円以下		基準額×0.6	44,500 円
第 3 段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円超		基準額×0.7	51,920 円
第 4 段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下		基準額×0.9	66,750 円
第 5 段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超		基準額×1.0	74,160 円
第 6 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円以下		基準額×1.15	85,290 円
第 7 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円超 200 万円未満		基準額×1.25	92,700 円
第 8 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満		基準額×1.4	103,830 円
第 9 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満		基準額×1.6	118,660 円
第 10 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満		基準額×1.8	133,490 円
第 11 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満		基準額×2.15	159,450 円
第 12 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満		基準額×2.50	185,400 円
第 13 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上		基準額×2.85	211,360 円

※ 年額保険料は、基準月額（6,180 円）を基に計算し、端数については 10 円未満を切上げ

※ 第 1 段階は、低所得者保険料軽減強化策として、国・府・市の公費投入により、本来の率より 0.05 軽減され、料率が 0.40 となり、年額 29,670 円

お問い合わせ先： 長岡京市 健康福祉部 高齢介護課  
〒617-8501 長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号  
TEL：075（951）2121 FAX：075（951）5410